# 令和6年度 就学援助事業のお知らせ

就学援助を受けるには、<u>毎年度申請が必要です。</u> 申請後、判定により「認定」となった方が 対象となります。 雲仙市教育委員会

就学援助事業とは?

経済的理由により、児童又は生徒の 就学費用にお困りの保護者の皆様に、 学用品費、学校給食費などの費用の 一部を援助する事業です。

#### 申請手続き方法

(1)提出書類

※兄弟姉妹がいる場合は、1枚にまとめて申請して構いません。

- ① 就学援助申請書 (様式 | 両面)・・・押印不要です。
- ② 委任状・口座振込依頼書(様式5)・・・・押印不要 間違えた場合は新しい用紙に書き直してください。
- ③ 申請者確認書類・・・運転免許証や健康保険証などを申請窓口で確認します。
- ② 認定要件に該当していることが確認できる書類(下表の提出書類)※①と②は、教育委員会学校教育課、生涯学習課各駐在に備え付けてあります。また、雲仙市ホームページからもダウンロードできます。
- (2) 提出期限 **令和6年3月29日(金)まで**
- (3) 提出先 ・教育委員会学校教育課、または生涯学習課各駐在(郵送可)
- (4) その他
- 生活保護受給中は教育扶助として支給されていますので、申請を行う必要はありません。
- 提出期限までに申請をされた方の認定決定は4月中旬、最初の支給は4月末の予定です。
- 年度途中に認定要件に該当しなくなった場合は、援助額の返納を求める場合があります。
- 本事業は、雲仙市議会定例会において議決され、予算の執行が可能となったときから 効力を生じるものとなります。

### 認定要件

## 下記①~⑩のいずれかに該当する場合

| 要件  | 提出書類            | 書類の発行者  |
|---|-----------------|---------|
| ① 児童扶養手当の支給                                     | なし              | _       |
| ② 国民年金の掛金の減免(全額免除のみ)                            | 「国民年金保険料免除承認書」  | 日本年金機構  |
| ③ 市民税の非課税(世帯全員)                                 | なし              | _       |
| ④ 市民税の減免  | なし              | _       |
| ⑤ 個人事業税の減免                                      | 「事業税減免承認の通知書」   | 振興局税務部  |
| ⑥ 固定資産税の減免                                      | なし              | _       |
| ⑦ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予                             | なし              | _       |
| ⑧ 生活福祉資金の貸付を受けている                               | 「生活福祉基金貸付決定通知書」 | 社会福祉協議会 |
| ⑨ 生活保護の停止又は廃止                                   | なし              | _       |
| ① 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇<br>労働又は職業安定所登録日雇労働をしている | 「日雇労働被保険者手帳」    | 職業安定所   |

又は、上記の認定要件に該当せず、次のいずれかに該当する場合(次ページへ続く)

| 要件                         | 提出書類                                   | 書類の発行者 |
|----------------------------|--|--------|
| 〇世帯全員の収入が少ないため就学費用に困っている場合 | なし<br>住民税未申告等で収入が把握でき<br>ない場合は認定ができません |        |
| 〇火災等特別な事情                  | 「罹災証明書」等                               | 消防署等   |

※転入された方、市外の方(区域外就学)などで、雲仙市で所得、課税、児童福祉などの状況が 把握できない方については別に書類が必要になりますので、下記へお問い合わせください。

#### 援助内容

| 援助費目            | 援助対象経費  | (参考)令和5年度就学援助事業           |   |                                      |  |
|-----------------|---|---------------------------|---|--------------------------------------|--|
|                 |   | 小学校                       | 中学校   | 援助時期                                 |  |
| 新入学用品費          | 新入学用品(ランドセル・カバン・制服・上履き・通学用靴 等)の購入にかかる経費の一部<br>※小・中学校の1年生で4月当初認定者又は来年度入学予定者<br>※来年度に小・中学校に入学する就学予定者  | 54,060円                   | 63,000円   | 4月末<br>※4月当初認定者<br>2月末<br>※来年度入学予定者  |  |
| 学用品費            | 学用品(鉛筆・消しゴム・ノート等)の購入にかかる経費の一部   | 11,630 円<br>(年間援助額)       | 22,730 円<br>(年間援助額)                             | 第 1 学期分                              |  |
| オンライン 学習通信費     | オンライン学習に必要な通信費等の一部  | , -                       | OO 円<br><sup>援助額)</sup>                         | 第 2 学期分<br>9 月末<br>一 第 3 学期分<br>1 月末 |  |
| 通学用品費           | 通学用品(通学用靴・雨靴・雨傘・帽子等)の購入にかかる経費の一部<br>※ 小・中学校の1年生は対象外   |                           | 70 円<br>援助額)                                    |                                      |  |
| 通学費             | 児童生徒が最も経済的な通常の経路と方法で通学する場合の交通費の一部<br>※ 通学距離(片道)が、小学生にあっては 4km 以上、中学生にあっては 6km<br>以上ある場合で、実際に利用する公共交通機関の旅客運賃に限る  |                           | 実費額<br>(年間限度額)<br>80,880 円                      | 4~5月分は<br>5月末<br>6月分以降は<br>購入月       |  |
| 校外活動費<br>【宿泊なし】 | 児童生徒の学校行事としての校外活動(社会科見学・遠足等)にかかる経費の一部 ※ 交通費及び見学料のみ  | 実費額<br>(年間限度額)<br>1,600 円 | 実費額<br>(年間限度額)<br>2,310円                        | 実施後                                  |  |
| 校外活動費<br>【宿泊あり】 | 児童生徒の学校行事としての校外活動(宿泊体験学習等)に<br>かかる経費の一部 ※ 交通費及び見学料のみ  | 実費額<br>(年間限度額)<br>3,690 円 | 実費額<br>(年間限度額)<br>6,210 円                       | 実施後                                  |  |
| 修学旅行費           | 修学旅行にかかる経費の一部 ※ 交通費・宿泊費・見学料・均一に負担すべきこととなる記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料など   | 実費額<br>(限度額)<br>22,690 円  | 実費額<br>(限度額)<br>60,910 円                        | 実施後                                  |  |
| 体育実用具費          | 体育実技(柔道・剣道)用具の購入にかかる経費の一部<br>※ 中学校の保健体育の授業を受ける生徒全員が個々に用意する<br>こととされているものであって、柔道にあっては柔道着等<br>(防具一式、剣道着、竹刀及び防具袋)のうちいずれか   | WILK                      | 実費額<br>(限度額)<br>柔道<br>7,650 円<br>剣道<br>52,900 円 | 購入後                                  |  |
| 学校給食費           | 学校給食費で、保護者が負担する経費   |                           | 実費額   | 毎月                                   |  |
| 医療費             | 伝染性または学習に支障を生する恐れのある疾病にかかり、<br>学校の指示により治療を受けた児童生徒の医療費<br>○ トラコーマ及び結膜炎<br>○ 中耳炎<br>○ う歯(乳歯にあっては抜歯により、永久歯にあっては<br>アマルガム充填、複合レジン充填又は銀合金<br>インレーによりそれぞれ治療できるものに限る。) | 実費額                       |   | 治療完了後                                |  |

※私立、県立の小・中学校へ就学の児童生徒に対する通学費、学校給食費及び医療費は対象になりません。

〔お問い合わせ・提出先〕

◎ 教育委員会 学校教育課(千々石総合支所2階)〒854-0492 雲仙市千々石町戊582番地 ☎ 0957-47-7856

[提出先]

国見駐在(国見農村環境改善センター) **2**0957-78-1100 愛野駐在(愛の夢未来センター) **2**0957-36-0616 瑞穂駐在(瑞穂町公民館) **2**0957-77-2125 小浜駐在(小浜総合支所) **2**0957-74-5501 吾妻駐在(吾妻町ふるさと会館) **2**0957-38-3108 南串山駐在(南串山総合支所) **2**0957-88-3114